

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第20回） 議事要旨

1. 日時

令和5年7月5日（水）13時01分～14時55分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本龍彦構成員、山本隆司構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

竹内総務審議官、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、
林情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、翁長同局放送技術課長、
佐伯同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、鎌田国際放送推進室長、
後白同局放送政策課外資規制審査官、岸同局放送政策課企画官、
西室同局放送技術課技術企画官、福田同局地上放送課企画官、
金子同局地域放送推進室長、平野同局地域放送推進室技術企画官、
向井同局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長

4. 議事要旨

（1）訂正放送制度の現状について

事務局より、資料20-1に基づき、説明が行われた。

（2）質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【落合構成員】

御説明どうもありがとうございます。今、事務局から御説明をいただきまして、お伺いしたいことがございまして、訂正放送の実例ですとか、そういった具体的な取組についてどういうものがあるのかどうかということをお願いしたいというのが1つ目です。もう一つが、実際に権利の

侵害を受けたという場合に、その方が、放送事業者に対して、どういう手段で訂正放送を請求することができるのかについてですが、この方法が必ずしも分からない部分があると思っております、手続自体が定められているのか、それがどこかに公表されているのかについて、教えていただければと思います。

【飯倉放送政策課長】

2点御質問いただいたかと思えます。1点目は事例ということで、2つほどお話をさせていただければですが、我々が把握しているもので言いますと、1つ目は、例えば東北地方のある県域放送さんの事例ですけれども、テレビとラジオ両方のニュース番組での事案になりますが、具体的には、当該地域の県内のコロナウイルス感染者に関するニュースにおきまして、特定の企業に関連がないコロナ感染者を関連があるように放送されたことがあったようでして、その企業から請求があって、訂正放送に至ったという事案があります。その放送事業者さんの対応でありますけれども、その放送があったその日のうちにラジオとテレビ、両方でニュース番組の中で訂正放送を行ったという事案を1つ承知しております。

もう一つ申し上げますと、こちらは中国四国地方の県域放送での事例であります。こちらはテレビにおけるニュース番組で、自治体の職員の方が特定の企業に便宜を図ったということで逮捕されたということなのですが、それに関連する企業名を誤って伝えられたという事案がありまして、それに関して、誤られた企業の関係者から訂正放送の請求があったという事案です。こちらにつきましても、放送した2日後に、同じ番組の中で訂正とおわびを行ったと聞いております。

以上が事例のお話です。

御質問の2点目ですが、請求するときの手続について、どこかで書いているのかという御質問だったかと思えます。例えば、電話でやればいいですとか、このフォームを使ったらいいですとか、そういった請求の手続について、我々で、特段こういうふうにしないとイケないといった規定を設けているというわけではございません。恐らく、私も何社か確認しましたが、「訂正放送はこちらへ」といったことまで書かれている放送事業者はなかったようには記憶しております。一般的な問合せの電話番号だったり、フォームがあったりいたしますので、そこで受け付けられているのかなと思うのですが、こちら、もしNHKさんだったり民放さんだったり、補足があればお願いいたします。

【落合構成員】

実際に事例としては、その請求を受けて対応されている事例があるということも分かりましたが、事務局の御説明でも、こういう形で多分対応されているのではないかということで、なかなか外

から見て分からないような形になっている部分もあるのかなと思いました。請求による場合の具体的な手続だったり、また、今お話しいただいたような訂正放送に関する良い事例ですとか、もしくは、誤った放送内容がSNSで拡散してしまった場合の対応例などについて、放送事業者の方が自らということもあるでしょう。また、総務省が、こういう点は注意するように、もしくは、事例についてはこういう事例があるので参考になるようにということで、公表する資料やガイドラインを整備して頂ければと思いました。放送事業者において、最終的にどうされるのかは自主自律に委ねられるということが放送における大原則ではあると思いますが、そういった分かりやすくするような形の取組も進めていただくべきではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

【飯倉放送政策課長】

今、御指摘もいただきましたので、この場のほかの構成員の方の御発言、御意見も踏まえまして、今回の取りまとめに書けるところを盛り込んでいきたいと思えます。ありがとうございます。

【三友座長】

NHK様と民放連様からは特にないということでもございました。NHK様からは、「総務省のホームページでは訂正放送制度や各事業者の窓口について案内をされているものと承知しています」というコメントでございます。御参考としていただければと思えます。

【長田構成員】

落合先生のお話にかなり重なると思えますけれども、1つはこういう制度が法律によってちゃんと定められているということ自体をよく分かっていなかったものですから、何かこういうときに放送内容とかについて問題があった時にはBPOによく申立てられて、それが公表されているということは知っていたんですけども、放送法でこういう仕組みがあるということ、せつかくあるんですから、もっときちんと多くの方々に知らせていただきたいなと思いました。

総務省に御案内があると、NHKさんから教えていただいているので、せつかくですので、よかったらそのURLを貼っていただけるとありがたいなと思えます。総務省のホームページ、よく見ているつもりでしたけれども、全く存じませんでした。

それから、これからネットに放送のコンテンツが出ていく、その後のことを考えた場合にも、放送のコンテンツに対しての信頼というのを考えても、万が一にも誤った放送をしたときには、ネット上だけではなく放送でも、先ほどの事例のように、番組内とかできちんと説明してもらい、訂正をしてもらうというのはとても大切なことだと思っています。そういう早い対応ができたというよ

うな事例もあるということです。そういうものを共有しつつも、それはどこがつくるのか私もよく分かりませんが、ガイドラインみたいなものができていて、それがこういう仕組みだということを知ることができればいいのではないかなと思っています。

【瀧構成員】

本日、御説明ありがとうございます。資料にある件数がすごく少ないというのが、私も今回、この議論が出てきて、初めて制度を知ったという立場で申し上げますと、あまりに少ないので、これぐらい少ないと、ちゃんと自浄作用とも言える機能なのに、ペナルティに見えてしまう部分があるんじゃないかなと思っていますので、もう少し丁寧に周知の回数とか、何かそういうものが見えてくるというのではと思いますし、広く見たときに放送局さんによってそれをどう伝えるかというのに、比較があってもいいのかなと思うんですよね。

なので、そういう増やしていくための方策を考えることはすごく有意義だと思っていますという中で、これは飯倉さんへの御質問になるんですけど、改めて記録が残る場でお聞きしたいのが、BPOとのすみ分けといいますか、普通我々がBPOのことを想起するときに、こっちの制度があえて使われるべき対応というのがあるのか、もしくは、これは制度的なもの、準制度的なものとしてすみ分けているのかみたいなところについて、もし区分があるのであればということをお聞きしたいです。

【飯塚構成員】

長田構成員と瀧構成員からいただいた御指摘に少し重なってしまって恐縮なんですけれども、BPOに関係してしまうんですけれども、先ほどの事務局様の御説明では、第9条2項によるケースというのは、それなりにあるという御説明であったと理解をしております、その中には事実と反した内容を放送したとして、BPOから指摘を受けたというケースは含まれないという理解でよろしかったでしょうかという質問になります。と申しますのも、放送の真実性というのは、放送事業者自らが発見することができないケースもあるのではないかと認識しておりますので、放送の真実性確保については、権利侵害を受けた人から請求があった場合、放送事業者自らが発見した場合に加えて、BPOのような第三者から指摘を受けましたというケースも含めて、包括的に検討していくことが放送の信頼性を得るというためには必要ではないかなと思います。

【林構成員】

訂正放送ですけれども、ほかの先生方とコメントは重なると思いますけれども、訂正放送は、放

送局の自律的な義務だという、たしか2004年の最高裁の判決があったと思いますが、それをベースに考えるべきだと思います。

この点で、今日も資料にありましたように、放送倫理基本綱領において、万一誤った表現があった場合には、過ちを改めることを恐れてならないとありますので、訂正放送の根拠条文が放送法にあるというのは大前提ですけれども、国がこうすべき、ああすべきとかいう前に、まず、放送局の自律的な対応として、手続の流れや処理のフローというところから整備していただいて、それを透明性を持った形で、公開しておくのが望ましいと思います。そういった取り組みを支援するために、総務省が側面支援的にベストプラクティスをお示しいただくのがよいと思いました。

2点目は質問ですけれども、訂正放送制度は、地上波だけでなく衛星放送やCATVにも全部対象ですが、もし個人の権利が侵害されたという形で申立てがあった場合に、どういった番組内容だったのかというのを確認して、あるいは問題がないのであれば、それを立証しないといけないと思いますけれども、放送事業者は小規模なCATV事業者も含め、一定期間、過去の番組について、本当に全て録画できているのでしょうか。NHKやキー局等の大手の事業者は大丈夫だと思いますが、小規模な衛星放送やCATV事業者まで含めると、この点、実務的に大丈夫なのかなというのが少し気になっています。これは制度の話ではなく運用面での質問で恐縮に存じますが、御教授いただければと思います。以上です。

【飯倉放送政策課長】

御質問、御指摘ありがとうございます。瀧構成員と飯塚構成員のお話は重なるところがあるので、一緒だと思います。すみ分けというお話でしたが、我々からしますと、役割的には似通っているところもあるかなと思ってまして、完璧に役割をすみ分けするというよりは、訂正放送は放送法に基づくものであって、BPOはそうじゃないわけですけども、2つの仕組みが重畳的に役割を果たしていると思っております。

ただ、他方で、BPOは、直接的な権利侵害を受けた方以外も、自らの発議も含めて、多様な対応ができるものと思っておりますので、そういう意味では、その役割のすみ分けというのは一定程度あるのかなと思っておりまして、その点で、飯塚構成員がおっしゃられた放送事業者の訂正放送という仕組みについては、法制度上、権利侵害を受けた本人もしくは直接関係人からの請求に基づいて対応しているもの、もしくは自主的に対応するものが第2項に書いておるわけですけども、多面的にいろいろな第三者からの指摘を受けてということに関しては、自主的にやっている部分があるかと思うんですけども、法律上で言いますと、そこがある意味、役割のすみ分けという点では残されているところかとは思っております。

林構成員の御質問ですが、先ほど資料で御説明いたしました、放送法第10条の放送番組の保存につきましても、基幹放送だけではなくて一般放送の対象になっておりますので、CATVを含めて、こちらの放送後の3か月間の放送番組の保存義務がかかっておりますので、問題なく保存されていて、その期間に関しましては、確認ができるものと認識をしております。

長田構成員の御質問ありました、訂正放送に関する総務省ホームページのURLは、別途確認してお知らせいたします。

【三友座長】

最後、林構成員がおっしゃったように、基本的には自律的な対応が求められるものだとは思いますが。ただし、消費者の保護という観点から、総務省には側面からの支援をぜひお願いできればと思います。

(3) 地上デジタル放送方式の高度化に関する検討状況について

事務局より、資料20-2に基づき、説明が行われた。

(4) 質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【奥構成員】

質問とコメントがあります。先ほどの資料の2ページ目に関してお伺いします。映像符号化方式と伝送路符号化方式をアップデートすることによって、同じ6MHz幅で4K放送が実現できると理解しました。地上波デジタル放送の高度化という点では、4K放送によって映像がより高精細になるという以外の何か新しいイノベーティブな技術要素が他にもあるのでしょうか、というのが質問の1つ目です。

それから、4K放送に限らず、2Kで放送する場合にはどのくらいたくさんのチャンネルが取れるとかという点をお伺いしたいというのが質問の2つ目です。

3つ目は、ユーザー視点です。各家庭で今持っている地上デジタル放送が見られるテレビの場合と、既に4Kのチューナー内蔵テレビ受信機をお持ちの場合では、圧縮方式のHEVC対応とAVC対応など受信環境が異なります。それぞれの場合に、伝送路符号化方式の1の場合と2の場合について、放送波やネット経由でのシステムアップグレードを行う事で、テレビをそのまま変えずに見られるのでしょうか。ユーザーから見た場合の既存のテレビ受信機での視聴可否について教えてください。

加えまして、4K左旋波と同様に、屋内配線の同軸ケーブルや（パラボラ）アンテナの交換についてはどのようになりますか、というのが4つ目の質問です。

最後にコメントです。最終的には地上波で4Kをやるかどうかというのは、国策でもありませんし、過去の地デジとは異なります。民放の個社がどのように考えていくかというところは、制度面での配慮が必要かと思えます。視聴者の皆さんが4Kの放送とか配信に目がなじんできたときに、2Kはちょっと粗いよねというような環境になるタイミングも重要ではないかという気もします。高度化のタイミングなどについてはどのようになっているのかお伺いできればと思います。

【翁長放送技術課長】

奥構成員の質問、コメントありがとうございます。

まず、1点目の御質問、複数含まれていると思えますけれども、スペックについてだと思っております。まず、映像の高度化以外にも、音声の高度化というのはもちろん入っております。そのほか、やはりネットの時代でございますので、インターネットとの連携といったものが容易にできるような技術というのも入ってきておりますので、そういう意味でも、いくつか映像と音声以外の高度化も図られているというものです。

また、4Kも見られるようになるけれども、2Kだったらもっと送れるのかということですが、御指摘のとおりでございます。圧縮の符号化率が上がっておりますので、2Kで複数の番組を送ることは可能だと思っております。

もう一つ、テレビを変えずに見られるかというところでございますけれども、送信方式、2ページ目ですと、下の2つですが、電波により近いところでの地上放送高度化方式と、LDMという電波に重畳していろいろな情報が載ってくることを分解するといえますか、解くといえますか、その部分については、今のテレビに入っていないものでございますので、そこはちょっと難しいと思っております。

4Kの左旋の御指摘がございました。そのときはアンテナの取り換えですとか、同軸ケーブルの取り換えというのがありましたけれども、これは基本的に地デジで今使っている周波数帯を想定しているというか、前提にしてございますので、アンテナの取り換えとか同軸ケーブルの取り換えというのは不要になると考えているところでございます。

最後、コメントいただきましたけれども、御指摘のとおり、国策でもございませんし、今、地デジの高度化という形でヨーロッパやアメリカ等々では、もう制度化も進んでおりますけれども、一斉によいどころか、そういうやり方はしておらず、希望している事業者が希望しているエリアで始めているといった国もございますので、放送事業者さんが、皆様がどうお考えになるか、また、御指

摘のとおり、ユーザーの方々がどう考えていくかといったようなところを踏まえて、また、今後、関係の方々との検討が必要なかと思っているところでございます。

【落合構成員】

私のほうからも2点ほどございます。1つが、放送大学の跡地ですが、技術的な調査検討ということが基本的に終了しているということでありましたら、電波の次の使い道を考えていっていただくことが重要ではないかと思っております。規制改革推進会議でも、基本的には適切な利用推進ということで、議論を様々しているところではございまして、電波が国民の財産ということもございまして、総務省において、その適切な利用に向けた手続やプロセスを進めていくことが必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

もう1点が、4Kの実装の点についてです。今の奥構成員からも様々議論があったところですが、現状の状況では、どのような選択肢で放送を届けていかれるのかは、経済的な事業の継続可能性といった点で難しい場合が出てくるのが、今後出てくるのではないかと認識しています。その中で、できる限り経営の選択肢を増やしていく、負担の軽減を図っていくことで、全般としては、守りの分野では、この検討会で議論してきたと思っております。そういった意味では、もちろん4Kについて得られるものもあるとは思いますが、一方で、放送事業者の方々の経営環境の考慮も重要かと思っております。そういった中で言いますと、経済性も踏まえて、4Kをどの程度使っていくのかも含めて、できる限り放送事業者の経営の選択肢としては準備しつつ、どのように使っていただく可能性があるかは、それぞれの事業者の御判断において進められる形にしていくことが、ほかの論点での議論も踏まえると重要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

【翁長放送技術課長】

落合構成員、コメントありがとうございました。非常に貴重な御意見だと承知をしております。

まず、1点目、詳細は説明省略しましたがけれども、3ページ目、御覧いただきますと、先ほど、実フィールドでの実証と申し上げましたがけれども、関東におきましては、御指摘の放送大学の跡地というチャンネルを使わせていただいております。これにつきましては、2020年3月の、この周波数をどう使うのかという取りまとめの中で、まずは、放送技術の高度化の実験、実証に使いましょうということで記載されておまして、これに基づいてやってきたというところではございまして、御指摘のとおり、一定程度、残りもう少し、中継回線とかの実験とかで使う予定もなくはないんですけども、基本的には終わっているということではございますので、御指摘のとおり、周波数の有効利用という観点から、放送大学の跡地のチャンネルの使い道というのは検討が必要なのではないかと、

私個人的には思っております。今日の御意見を踏まえて、事務局で、今後の検討会の取りまとめにどう書くのかとか、今後、どう進めていけばいいのかということを検討させていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

2点目の御質問ですけれども、これも御指摘のとおりでございます。先ほど奥構成員への回答も近いと思っておりますけれども、例えばアメリカの例で申し上げますと、先ほど申し上げたとおり、よーいどんというよりは、制度は準備しましたと、やりたい人が出てきたらやっていいですよ、という形に近いと思っておりますので、そういった意味では、あくまで経営の選択肢で、先ほどインターネットとの連携が容易になるような技術も入っていると申し上げましたので、そういった点も含めて、事業者が選択としてやっていくというのを増やしたものの1つかと、私は理解しておりますので、そういった面も含めて、制度としては、ほぼ出来上がってつくっていきますけれども、逆にこれをどう経営の選択肢にしていくのかとか、経済状況がいろいろ厳しいところもございますので、そういった面も含めて、今後、これをどう進めていくのかというのは幅広い議論、検討が必要なのかなと思っておりますので、引き続き御協力をお願いしたいと存じます。

【落合構成員】

ありがとうございます。いずれも私の御質問した趣旨も踏まえて進めていただけるような方向であると思われましたので、ぜひ電波の有効活用や、4Kに関する選択肢の増加につながるような形で、御整理よろしく願いいたします。

【飯塚構成員】

御説明ありがとうございます。世界的に見ますと、1つの国において、次世代の地上波の放送規格が2つ存在するというのは、まれなケースではないかなと思っておりますけれども、日本の場合の次世代放送の伝送路符号化方式は、2つが併存するという理解でよろしかったでしょうかという確認の御質問になります。この2つが併存するという理解をした場合に、将来、製造されるであろう新しいテレビの受信機というのは、これら2つの方式に対応したものになるという理解でよろしいでしょうかという質問です。

もし仮に2つの方式に対応させるということで、製造コストの上昇につながり、それが端末価格の上昇につながってしまいますと、次世代テレビの買換え需要が進まなくなってしまうという懸念も一方ではあるのかと思った次第です。

それから、2点目は①の地上放送高度化方式は、新たなチャンネルである放送大学の跡地を使って放送をし、他方で②のLDM方式というのは、既存のチャンネルを使って放送をするという方向

感の理解でよろしいかという質問になります。

【翁長放送技術課長】

伝送路符号化方式についての、2つの方式の併存についての御質問と、受信機がどうなるのかということでございますけれども、①と②については、それぞれメリットとデメリットがございます。

メリットというのは、①につきましては、伝送容量は1.7倍になりますけれども、これは既存の番組と併存できませんので、実際、これをやろうとすると新たな周波数が必要になるというデメリットと申しますか、そういったことが起こります。今、地上デジタル放送は北海道から沖縄まで稠密に使っておりますので、なかなか新しいところを見つけるのは大変なんだろうというのがデメリットの1つになるのかなと思っています。

一方で、②番につきましては、LLという形で、出力が低い分、伝送容量がそんなに上げられないというデメリットはございますけれども、重ねてできるというところから、それぞれメリット、デメリットがあるというのも正直なところでございます。今のところと申しますか、報告では併存させる形に書いてございます。先ほどの落合構成員の御指摘もありましたけれども、今後、関係者、ユーザー、視聴者も含めてですけれども、こういった形で地デジの高度化というのが求められていくのか、高度化されていくのかといったところに、2つの併存というのが非常に大きなポイントになってくるかと思っております。そのまま併存のまま、そこも含めて事業者が選ぶという形になってくるのか、方式としては2つあるけれども、どちらか1つに収められていくのかとか、そういったことは、現時点ではまだ読みにくいところがあるのかなと思っております。

それに関連して、受信機はどうなるのかという御指摘でございますけれども、御指摘のとおり、単純に考えれば2つの方式を載せるとコスト増につながるというのはもうおっしゃるとおりだと思います。ただ、テレビの受信機のコスト構造は、私も詳細には分かっているものではありませんけれども、パネルですとか液晶なのか、有機ELなのかというところのコスト面もあると思いますので、必ずしも2つ載せたからかなり高額になるとか、またスケールメリットの観点もありますので、その辺も含めて、また議論が必要になるかなと思っております。

最後、2点目ですけれども、放大跡地については①をやって、②番は地上波を通常の周波数でやったんですかという御質問だと理解しましたけれども、①番も②番も、いずれも実証は放大跡地の周波数を使ってございます。これにつきましては、例えば②番、既存の放送に重ねてできるということがメリットの1つと申し上げましたけれども、それでもまだ実験段階ですので、これを重畳して、既存の受信機で普通のチャンネルを見ている視聴者に御迷惑をかけることになってはいけませんので、そこは影響が出ないチャンネルという形で、放送大学の跡地、誰も使っていない周波数

を使って実証を行ったという状況でございます。

(5) 放送の将来像と制度の在り方に関するこれまでの議論について

事務局より、資料20-3に基づき、説明が行われた。

(6) 質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【伊東座長代理】

ただいま御説明いただきました論点の中で、論点1、論点2、論点3について、少しずつコメントをさせていただきます。

まず、論点1の衛星放送につきましては、第18回の会合の際にも発言させていただきましたが、BS4K放送の公募が実施され、いよいよBSの右旋においても4K放送を積極的に推進することになりました。4K放送用に開発された新衛星放送方式では、HDR機能を利用した高画質な2K番組を放送することもできますので、2000年に開始された現行のBSデジタル放送方式から、新衛星放送方式への着実な移行が期待されるところです。今後はそのための具体的なシナリオを明らかにしていくことが必要かと存じます。

また、直近の課題といたしましては、2ページでも言及されているマス排の緩和が挙げられると思います。先般、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者に対する地域制限が完全撤廃されたことなども勘案いたしますと、同じく傘下のBS放送事業者が使用できるトラポン数の上限についても、例えば上乗せされている制限の部分は撤廃し、衛星放送事業者同士の支配制限と同レベルまで緩和しても差し支えないのではないかと考えられます。

次に、論点2のFM補完中継局についてのコメントでございます。本日の資料の7ページには、FM補完中継局の電波を受信するためにはワイドFM対応の受信機が必要である点について、十分な周知広報が必要という主旨の記述がございます。これは重要な指摘だと存じますが、ワイドFMの周波数というのは、通常95MHzまでであると認識しています。今後は、95MHz以上のいわゆるV-Low帯域の利用についても、検討が進むものと思われれます。特にカーラジオでは、通常のFM放送を受信するだけでなく、現在、1,620kHz帯のAM方式で提供されている路側通信システムのFM方式への移行が検討されていると思いますので、その受信も可能となるように、76MHzから108MHzを受信帯域とする超ワイドなFM受信機の普及促進を図っていただきたいと存じます。

最後に論点3のケーブルテレビに関するコメントでございます。10ページにはケーブルテレビに関して、どちらかというと制度的な話が中心にまとめられていますので、少し技術的な課題につい

て述べさせていただきます。地デジの小規模中継局や辺地共聴施設などのケーブルテレビによる代替につきましては、BB代替に関する作業チームでも検討を進めており、今年度の実証実験では、ケーブルテレビネットワークのラストワンマイルにローカル5Gを活用する方式についても、実験を実施する予定になっております。ケーブルテレビのヘッドエンドからの有線区間では、多チャンネルの放送番組は通常、RF信号で伝送されますので、ラストワンマイルのローカル5Gに接続する際には、IP信号に変換する必要があります。また、現在利用可能なIPユニキャストで伝送する場合、各受信者からのリクエストに応じて番組を選択することになりますので、これらの処理を低遅延かつ低コストで実現しなければなりません。

また、一歩進めて、制度的に放送として扱うためには、IPマルチキャストの適用が必要になりますが、ローカル5Gを活用したIPマルチキャストによる番組伝送は、技術的にもホットなテーマであり、低遅延化の実現などに向けて越えなければならないハードルがあるようでございます。こうした技術的な課題を解決するための研究開発に対して、関係団体とも連携しながら、総務省においても必要な取組が実施されることを期待いたしております。

【安東衛星・地域放送課長】

衛星放送に関しまして、緩和の具体的な方向感、衛星同士の持ち合いと同じレベルまでという点、今後のまとめの参考となると考えておりますので、これを基に、また検討を深めていきたいと考えております。ありがとうございます。

【金子地域放送推進室長】

ローカル5Gをケーブルラストワンマイルに活用するという点につきましては、5月12日の検討会においても、簡単に御説明をしたところではございますが、非常に重要な御指摘かと思っております。今後のケーブルテレビの発展、また集合住宅等における4K、8K放送の受信環境維持という観点で非常に重要な御指摘かと考えておりますので、この御意見を踏まえて、さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

【瀧構成員】

私からは論点5 コーポレートガバナンスのところについてコメントいたします。

コーポレートガバナンスという言葉は、本来であれば、ある組織が自らのミッションを追求して、また組織としてちゃんと持続できるように、広報的な価値だけではなくて必要なタイミングで必要な意思決定が実際になされることを担保するための仕組みだと思っております、現状のまとめの

表現というのは、ミッションの追求のところ割と強調されているのかなと思っておりまして、改めて以前、民放連様にも要望したところではございますけれども、財務分析は横並びで、ある種、誰でもできるような環境に情報があるべきだなと思っております。

各社ごとにももちろん公表するとかも1つの手段ではあるんですけども、横並びで、放送局さんもたくさんございますので、分析をして、必要な分析を様々な人ができるようにすると。そうすると、必要な手だてをより早く打ち手としてできるようにするというシンプルな要望がございますので、こちらはぜひ今後とも御検討いただければと思っております。

【落合構成員】

まず、論点1についてです。論点1につきましては、今回、これまで衛星放送について議論をされてきているという中で、規制改革推進会議の中でも、マスメディア集中排除原則ですとか、そういった経営の選択肢をとということで、地上波の議論させていただいておりましたが、今回の衛星につきましても、認定放送持株会社におけるトランスポンダ数の保有上限の規制の緩和というのには、ぜひ賛成をしたいと思っております。

また、その際に、今後、現在の上限、0.5トラポンとしている部分についてですけど、衛星基幹放送事業者同士の場合に課される上限が4トラポンということで、認定放送持株会社の場合についても、衛星基幹放送事業者同士の場合と同様に、4トラポンまで緩和してよいのではないかと思います。この点については、ぜひ具体的に選択肢を確保できるようにしていくことで御検討を進めていただければと思っております。

第2点としては、論点2について、以前、私のほうでもこの論点の検討を進めることについて、賛成と申し上げておりましたが、やはり防災等の観点で、そういった時にラジオを聴取されるという層もありますので、ぜひ周知広報のところについては、設備の利用なども含めて十分広報を進めていただければと思っております。

続きまして、論点5について、申し上げたいと思います。コーポレートガバナンスの点につきましては、これも何度か議論をさせていただいておりますが、最終的な目標としては、特にローカル局の方々に、地域情報をしっかり発信していただきたいということにあります。これは文化の基礎、地域の文化の維持ということもあると思いますし、また、当然ながら、最も重要な民主主義の社会的基盤を形成していく、といった役割をしっかりと果たしていただくことが非常に重要だと思っております。

そういった意味では、まず、そもそも一定の地域を担われる放送事業者の方々が存在しない場合は、そもそもそういったローカル情報の発信の増加について、一定の質を担保して、制度上の質を

担保することを担っていただく事業者自体がいなくなってしまうことになってしまいます。このため、まずは経営の継続性、基盤の安定性、こういう部分を保っていくためのコーポレートガバナンスは、基礎的なものとして、まず、必要になってくるのではないかと思います。

また、それに加えて、目的として、ローカル情報の発信の強化、これが放送事業者、特に地方局に課された最大の使命であろうと思っております。もちろん量的に評価するものではないということではあると思いますが、少なくとも、何らか質的に向上していき、しっかり情報自体が地域社会の中で伝わっていくことが重要です。もしくは地域の外に出ている方でも、その地域のことを知りたいという方が知れるような形で情報を世の中に出していく、そういう端緒をしっかりとつくっていくということで、ぜひローカル情報の発信が増加することを、重要なコーポレートガバナンスの目的にさせていただきたいと思っております。

また、こういった際に特に重要になってくる部分としましては、先般の会議の際にも議論になりましたが、情報開示の透明性自体を図っていくことは非常に大事ではないかと思っております。一定の既に情報開示がなされている部分ではありますが、手段がなかなか一般の書店で手に入りにくい書籍といったようなこともありますので、これを外から見えるような形で、しっかり開示をしていただくとことが大事です。そういう基礎情報を開示していただくということや、先ほど申し上げた2つの視点から、重要な点について開示をしていただくとことは大事なことであろうと思っております。

1点だけ追加して、気をつけないといけないのではと思うところがございます。それが自治体の出資の関係性です。民主主義、社会の礎というところでいいますと、メディアにおいて、自治体であったりですとか地域社会と手を取って事業を行っていく、これによって収益を確保するという面はもちろん進めていただくべきですし、地域に担われる、要するに地域企業から出資を受けたりですとか自治体から出資を受けることが一律に禁止されるようなものではないとは思いますが、ただ、一方で、そういったお金を受け取るということによって批判ができなくなる場合も生じることになります。要するに、民間放送事業者が地方政府に対して批判できなくなるような状況は、必ずしも健全な状況ではないと思っております。そういった意味では、自治体等の出資を受ける場合には、終局的には利益相反関係になる可能性がある部分もございますので、こういった部分について、しっかり情報発信できるような体制になっていることを確保していくとも必要ではないでしょうか。こういったコーポレートガバナンスを整備していただくことも、これは最も重要な、ローカル局の方々の批判相手との関係で整理しておいていただくことは大事ではないかと思っておりますので、この点も含めて御検討いただければと思っております。

【林構成員】

まず、論点1の衛星放送ですけれども、衛星放送のマス排につきまして、緩和の方向性を示していただきまして、今回、案として、認定放送持株会社のトラポン支配規制の緩和という形で案を示していただいたことに対して、賛同しているところであります。

その上で、前回、衛星放送の将来像が本検討会で議題になったときには、時間の関係もあって十分に申し上げられなかった点があります。資料2ページの最後の大矢印の部分ですけれども、ここにもございますように、CS左旋で地上デジタル放送ネットワークを補完するということは、もっと考えられてよいのではないかと考えています。この検討会でも、ブロードバンド代替の話は熱心に議論されてまいりましたけれども、衛星放送代替の話はそれほど議論されてこなかったようにも思います。衛星放送の場合というのは回線の輻輳がありませんし、インターネットと違って、何より放送としての著作権処理で伝送可能ですので、いろいろメリットがあるのではないかと考えています。

ただ、県域放送との関係では、仮にスクランブルをかけるとしても県域放送の位置づけが曖昧になり得るという点で、地上放送事業者、特にローカル放送事業者様の懸念も、もしかしたらあるかもしれません。しかし、そこを乗り越えて、BB代替でも難しいような難視聴地域というのは、衛星代替も検討していくべきだと思っております。特に1トラポンで16チャンネル乗せられますので、費用もある程度抑えられるんじゃないかと考えています。

以上、まず、1点目補足させていただきますと幸いです。

それから、論点3のケーブルテレビについてなんですけれども、これも、これが議題になった時に時間の関係で十分に申し上げられなかった点があるのですけれども、最近、一般に放送事業者の支局だとか支社というものが廃止されると、あるいは縮小されるということもままある中において、全県から映像を集めるということが難しくなっている場合があるともお聞きします。

この点、地元のケーブルテレビさんというのは一般にそれぞれの地域を分割してエリアカバーしておられて、映像を撮りに行ける環境を整えていらっしゃいます。そこで、地上波事業者さんとケーブルテレビ事業者さんが、ともに、映像素材のある種のプラットフォーム化のような形で協力していけば、経費削減にもつながると思いますし、地域情報の掘り起こしであるとか、ひいては放送を通じた地方創生といったところにもつながるんじゃないかと考えております。また、NHKさんや民放各社さんというのは多くの映像アーカイブを持っていらっしゃいますし、そのデジタル化も進めていらっしゃいますけれども、そういった映像素材を十分に利活用できていないという場合もままあるようでございます。他方、ケーブルテレビ事業者さんとしても、我々のエリアを対象にした良質の映像素材があれば、ビジネスベースでぜひ買いたいという要望もあるとお聞きします。

その点、エリアの映像を、なにがしかのクレジットを入れて放送するのであれば、法律上問題ないと思いますので、そういった形で、映像素材のプラットフォーム化みたいなものをぜひ進めていただきたいなと思っているところでありまして、例えば愛媛だったと思いますけども、これは総務省の御支援もあったと思いますが、CATVと民放5社がNHKと共同でサーバーを設置して、それぞれのコンテンツを入れたりとか、お天気カメラなんかの映像もサーバーから自由に使えるようにしたりとか、そういった共通の取組をされていらっしやって、そういった例は、ある種のベストプラクティスになり得るような気がしますので、ほかの地方にも横展開していただいて、大いに参考にさせていただきたいと思っています。

そういった形で、業態の垣根を越えて、ぜひ協業というか、連携をしていただければ、ここで書かれている論点の解決の一助にもなるんじゃないかと思ったところです。

【安東衛星・地域放送課長】

まず、衛星放送部分にコメントをいただきました点についてお話しさせていただきます。

落合先生からいただきました、衛星に関するマス排の緩和、具体的なところとして、認定放送持株会社の0.5トラポン上限を、衛星放送同士の持ち合いの場合の4トラポンまで緩和して良いのではないかという点については、この具体的な数字も踏まえながら、今後の取りまとめや、その後の検討へつなげていきたいと思っております。具体的な提案、大変ありがとうございます。

それと、林先生からの衛星放送に関するマス排原則について認定放送持株会社に係る緩和に賛同という意見は、それを踏まえて検討してまいります。

地上放送の衛星放送での代替という点に関しましては、前回の放送制度検討会でもこの議論がございまして、それを踏まえ、今回もこのような整理をさせていただいております。おっしゃるとおり、著作権処理の点などメリットもございます。また、2011年の地デジ化の際に一部地域の地上放送のセーフティーネットとして衛星放送を活用したときにも、このようなやり方をした実績がございます。

費用をどこまで削減できるのかといったその他の点などにつきましても、今後のワーキングの中で具体的な検討を進めていくことができると考えております。ありがとうございます。

【金子地域放送推進室長】

林先生から貴重な御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、ケーブルテレビ、地域地域ですごく細かい生活情報から、いろいろなイベント情報、そういったものを長きにわたって、映像を蓄積しております。そういった貴重な財産と言いますか、そういったものを広く共有していくと

というのは非常にいい取組かなと考えております。

愛媛さんの例がございましたとおり、地域によっては、民放またはNHK、そういったところと協力してコンテンツをやり取りしているという実績もございますので、そういったものがお互い、ウィン・ウィンということであるとすると、非常に有効な取組になるのかなと考えておりますので、引き続き、そういったことを踏まえて、何ができるかというのを検討していきたいと考えております。

【飯倉放送政策課長】

衛星放送、ケーブルテレビ以外のところですけども、まず、ラジオに関しまして、伊東構成員、落合構成員からお話いただいたと思います。特に伊東構成員のFMのV-Iow帯域についてもというお話はそのとおりだと思いますので、周知に当たっての書きぶり、これから調整いたしますが、また御相談させていただきながら、まとめていきたいと思っております。

あと、コーポレートガバナンスにつきましては、瀧構成員、落合構成員から詳しくお話もいただきまして、放送事業者さん、放送事業におけるコーポレートガバナンスというものの概念が、関係者の間ではあまりまだ焦点をまとめきれていなかったところがあったかと思うんですけど、今日のお話を聞きまして、そういったことを今回の取りまとめをするときに共通のコンセプトができるように、いただいたお話をうまく盛り込ませていただけるといいと思いました。

最後に、落合構成員がおっしゃった自治体のお話、こういったお話もあるのかなと思います。そこだけではないですけど、民放連さんとも少し相談をしながら、どういうふうにしていましようかということで、引き続き御相談しながら、取りまとめに向けて話をしていきたいなと思います。

【長田構成員】

これまでの先生方からも御指摘があった、ラジオのAM、FM転換のところ、もう、これ検討が始まったときからいうと、大分年月がたっていると思いますが、まだ災害用のラジオ受信機がAMしか取れないというのが、まだ販売をされている現状がありますので、放送局の皆さんの御努力もですけれども、総務省としても、そういうものを販売していらっしゃる事業者の団体などに対して、きちんと広報をしていくべきではないかということをもう一度申し上げたいなと思いました。

それから、どの論点ということにはならないかもしれませんが、論点5のところ、ローカルの局のことがいろいろ書いてありますけれども、ローカル局の皆様からの積極的な御発言というのも、この検討会にぜひお伺いしていきたいなと思っておりますということをお願いしたいと思います。

【飯塚構成員】

2点コメントさせていただきます。

1点目は、国による支援に関連したものになります。林構成員の御指摘と重なって恐縮なんですけれども、地上波の代替につきましては、ケーブルだけでなく衛星も選択肢の1つになると考えられます。10ページに採算性が見込めない地域では、国による支援を強化すると記載がございますが、ラストワンマイルにローカル5Gを活用することをもってしても採算が見込めないという地域では、2ページにありますように、既存の衛星インフラを活用して、地上波を代替するという選択肢もあると思われれます。もしこのような不採算地域において、住民の方が地上波から衛星へ放送媒体を変更したいという場合には、衛星受信アンテナの設置など、初期費用の一部を国が支援するということも検討の余地があるのではないかと考えられます。

2点目は、20ページのその他になります。ターゲット広告やアドレスブル広告に関してになります。ヨーロッパにおきましては、ハイブリッドブロードキャストブロードバンドテレビという放送とブロードバンドのハイブリッドの規格に基づいた放送方式が普及しつつあります。それに伴って、ブロードバンド放送の場合には、視聴者ごとに地上波の広告を一部差し替えることを可能にする、いわゆるターゲット広告、ないしアドレスブル広告の実現に向けた取組というのが、放送事業者、放送の送信会社、IT企業などの利害関係者が協力しながら進められていると理解をしています。

他方で、このような広告というのはパーソナルデータに基づいて行われているため、プライバシーを保護するように、いわゆるGDPRに抵触しないように、視聴者の同意の下に、ターゲット広告をいかにブロードバンド放送に組み込んでいくのかという技術的な検討も並行して行われていると理解をしております。

このように業界関係者が協力しながら、新しい広告事業の創出のために、システム的な基盤づくりを業界標準として行っていくということも重要ではないかなと思われれます。

【奥構成員】

まず、論点の3、ケーブルテレビについて、資料9ページに「ケーブルテレビが放送法上『一般放送』の扱いであり、放送法で課されている規律や責務が基幹放送とは異なる」と記載されています。10ページにも「災害時を含めた地域における安定的な放送視聴環境の確保という観点」から制度上の課題がないかが論点とされております。ケーブル事業者は規模の大きいところから中小まで、そしていわゆる地方自治体がやる三セクまで様々です。この論点の背景には、ブロードバンド代替も含め、様々な形で放送波のリーチを代替することに協力をいただくということもありますが、地上

波の基幹放送のルールを、ケーブルテレビ側に拡大するのは、経営状況も含め、それから今後、様々な拡大発展に御協力いただくという立場も含めて難しいのではと感じます。

後ほど、同じような趣旨でもう1点お話しします。

それから、論点の4です。情報空間、インフォメーションヘルスということで、偽情報、フェイク、エコーチェンバー、フィルターバブルなど、情報空間の健全性確保を議論してきました。本日も冒頭では訂正放送という話がありました。もちろん間違えたことを伝えた場合は訂正する必要があります。そもそも記者の取材に基づいた正確な情報を伝える事が基本ですので。

一方、視聴者サイドから俯瞰すると、いまテレビを見ている方は、比較的長い時間テレビを御覧になっている方が多いです。その方にとっては、同じ報道ネタを繰り返し見る事になり、ほとんど情報がアップデートされずに、接触頻度（フリークエンシー）だけが非常に過多になっている側面があります。逆にインターネット経由で様々な情報を得ている方にとっては、テレビからは新しい情報は得られないという認識が、テレビ離れを起こしているという側面もあります。

さらに、ネットで御覧になっている方は、情報が多種多様で、もちろん本物かうそかということも含めてですが、放送では伝えていない情報にも触れることができます。つまり、彼らにとっては「テレビが伝えていない、あるいは報道しない」ということに関する懸念があります。本来、多様性ということであれば、様々な視点や視座に従って放送が行われるべきで、伝えないことに関する懸念を制度に加えるということはほぼ無理だと思いますが、そういった視点を放送事業者の方には是非お伝えしておきたいと感じました。

それから、最後にその他の論点のところ、先ほど飯塚構成員からもお話がありましたが、広告会社2社から説明があったとおり、テレビ広告は放送事業者・広告主・視聴者というトライアングルでエコシステムを作っています。しかし残念ながら、テレビがネット側のビジネスにかなり押されており、足下が弱く先行きも厳しいと感じています。

そういった意味では、先ほどのケーブルの話もありましたが、放送事業者のみに課せられていることを少し緩和していく、あるいはインターネットの場での競争をしている事業者との立ち位置をフラットに、ニュートラルにするということを少し工夫する必要があると思います。それは先ほど飯塚構成員がおっしゃったとおり、個人情報などをどう保護のもとに活用するかということも同様です。諸外国においては、FAST（ファスト）サービスやコネクテッドTVから来るオーバーIPのサービスなど様々なものが映像情報として地上放送の競争の相手になっているわけです。この場で議論される、「放送か通信か」とか、「著作隣接権がクリアできるかそうでないか」という議論ではなく、ユーザー目線に立って、映像情報なのか、音声情報なのかという中で、それを放送で伝えているのか、ネットで伝えているのかという部分があると考えて、横断的に考えていかないと、若者のテ

レビ離れというところも含め、法整備がそこに追いつかないなということを、ずっとこの議論に参画して思っています。

そういった意味では、できる限りユーザーの動きも先回りして制度設計を行い、放送事業者への支援、特にローカル局への支援を検討していく必要があると感じました。

【落合構成員】

まず、資料の論点3の部分ですけれど、ケーブルテレビにつきまして、ケーブルテレビの社会的な役割というのがより重要になってきているのではないかと考えております。実際に視聴環境の中で重要な部分を担っているという点ですとか、ブロードバンド代替に関する議論もそうですし、様々な部分でケーブルテレビに担っていただくべき、社会インフラとしての役割が強まってきていると思います。

一方で、先ほども御議論があったように、必ずしも大きい事業者だけでもないところはあると思います。ただ一方で、ケーブルテレビというものが、最後の受信環境の基盤になってくるような場面も増えてくる可能性もあることを踏まえて、安定的な放送受診環境の提供という意味での重要性が高まってきていることを踏まえつつ、一方で、とはいえ、事業者の大小であったり事業形態も様々なであるということを踏まえながら、ケーブルテレビの方々の位置づけについては、よく御検討いただければと思っております。

2つ目としましては、今度は論点4についてです。情報空間の健全性の確保ですが、この中で、フェイクニュースなどへの対応については、放送事業者における情報発信を強化していくことが最大の行っていくべき施策であることは、この検討会の中で最も重要なこととして議論されてきていると思いますし、実際、そういう部分が非常に大きいかと思っております。

一方で、実際に通信側の空間を見ていきますと、どうしてもプラットフォームによって拡散される情報というものも相当程度、多くあるという中でありますので、そういった中での、例えばコンテンツモデレーションであったり、プロミネンスに関する議論も、コンテンツワーキングも含めて議論がされていた部分もあったと思います。そういったプラットフォーム側との対策との連続性であったり連携といったような点も、副次的には重要な点ではないかと思っておりますし、今後、併せて検討されるべき課題ではないかと思っておりますので、そういった点も入れ込んでいただければと思っております。

3点目に、その他の点でございまして、全体として、ワーキングを幾つか設置していくということで、専門的な議論を細分化して議論していくことも、これもまた大事なことであろうと思っております。ただ、一方で、先ほどのプラットフォームとの関係でも申し上げましたし、あと、またさらに情報空

間自体ということでは、新聞などのメディアとの関係も含めて考えていかなければならないことになります。また、衛星放送やケーブルテレビについても、地上波の代替であったり、様々な意味で全体に影響してくる部分がありますので、全て専門的な議論を進めていくということは賛成ではございますが、引き続き、こういった親会等のような場で、しっかり統合して議論して、全体像をしっかりと保って議論していくことが重要ではないかと思えます。公共放送ワーキングの関係でも、そういった全体的な部分について、より議論していったほうが、よりいろいろな方々の御理解を得られる場面もあるのではないかと思いましたので、その点をお願いできればと思いました。

最後でございますが、先ほど、お二方から御指摘がございました、視聴データの利用の点については、これは非常に重要だと思えますので、次期以降、ぜひ御検討いただきたいと思えます。また、放送事業者の方々のコンテンツの流通の補助というのは、ハード面だけではなくソフト面でのノウハウ、IPの処理や、販路であったり、コンテンツワーキングなどのほうで議論された結果として、後で御報告されるのではないかと思えます。そういったものをサポートしていくこともぜひ加えていただければと思えますし、コンテンツワーキング側で検討したことも、うまく反映できるのではないかと思えます。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 高田副理事長】

論点3のところにつきまして、少し予防的な発言をさせていただければと思っております。まず、ケーブルテレビのこれまでの地域貢献とサービス提供の実績につきまして、評価をいただきまして感謝申し上げます。

この論点3の中の1つとして記載のあります、安定的な放送視聴の確保、この点につきましては、ケーブルテレビ各社におきましても、これまで送信機器の予備系の確保であったり、予備電源の確保、また、機関回線の冗長化の取組、こういったものを進めておりまして、重要性を認識した上で対応を進めているところでございます。

他方で、先ほど奥構成員、そして落合構成員からもお話をいただきましたけども、ケーブルテレビでは、国内に大小様々な事業者が存在しておりまして、規模、そして体制、運営形態、これも千差万別な状況でございます。各事業者の実態を踏まえた丁寧な議論、そういったものをケーブルテレビに関する制度面の議論を進める上では、ぜひ丁寧な議論をしていただければと感じておりますので、その辺り、考慮していただければと思えます。

【大谷構成員】（事務局代読）

1つ目が論点4、情報空間の健全性確保についてのコメントです。

現代の情報空間においては、生成AIの活用等を通じて、偏った情報に基づく根拠や裏付けのない情報が大量に生成されるなど、新たな問題も認識される中、情報空間の健全性を確保するために、取材によって裏付けられた放送コンテンツの信頼性確保の重要性が増していることは論を待たない。放送コンテンツの信頼性を支える仕組みの1つとして、放送法9条の訂正放送があるところ、検討会親会で訂正放送の運用について取り扱うのは大変時宜を得たものと考えている。

山本龍彦先生のプレゼン資料にあるとおり、アテンションエコノミーの課題が大きくなる中、放送コンテンツの信頼性への期待は大きいですが、その信頼性は繊細でもろいものだと思う。真実でない情報が一旦発信され、きちんと訂正されずに放置されるようなことがあれば、当該放送事業者一人の問題ではなく、放送コンテンツそのものの信頼性を毀損することとなる危険がある。

件数は少ないとはいえ、放送事業者が訂正放送を行った事例があるため、その具体的内容、対応プロセスを基に事例集として共有し、訂正放送を請求する必要がある方のために請求方法などを公開することが望ましいのではないだろうか。あくまで事例の共有であって、放送事業者の編集権を侵すことにはならないものと認識している。

続きまして、論点の5、コーポレートガバナンスについてです。

基本的にディスクロージャーは、投資家との対話だけを目的にするものではなく、その事業主体のT o B eとのギャップを自己認識するためにも意義が大きい。したがって、ディスクロージャーの推進はあっていいと思うが、上場会社と同じ物差しで測れない価値があることを踏まえ、放送事業者が求められている役割との関係で必要な情報開示がなされなければ意味がない。

日本の放送メディアとしての地域社会における持続可能性という観点から、人的資本や地域社会への貢献について情報発信するといった放送事業者ならではの積極的に発信したいようなものを、情報開示の指標として設定していくことも考えられるのではないか。

放送メディアの地域社会への貢献としては、今、世の中で生じている事象を取材し、報道し、視聴者に届けるだけでなく、地域（日本）の文化や歴史の証人として、コンテンツをアーカイブとして残し、次世代、次々世代に歴史の真実を伝えていくこともその役割に含まれると考えている。このような取組については、放送事業者には積極的に情報発信していただきたい。

【安東衛星・地域放送課長】

飯塚先生の地上波の代替に関して衛星放送も1つの選択肢という点でございます。こちら、コメントありがとうございます。どういった地域に、衛星放送での代替が望ましいのか。また、どの程度のコストがかかるのかなど、ケーブルとの関係でも御指摘ございました。この点は念頭に置きながら、具体的にどういう地域で、どういうものが選択肢となり得るのかというところは、専門的な議

論、整備を進めさせていただきたいと考えております。御指摘、非常に重要なものと考えております。

そのほか、支援の在り方などについて、ケーブルでも御指摘ございましたが、そういった分析もどのように進めていくのかというところを併せて検討したいと思っております。ありがとうございました。

【飯倉放送政策課長】

飯塚構成員、奥構成員、そして、最後に落合構成員からもいただきました、広告の扱いですとかデータの扱い、こういった御指摘を多数いただいたと思っております。これに関しては、積極的な御意見もあるでしょうし、慎重な御意見もあるんだと思っておりますが、この前の電通、博報堂のプレゼンを聞きますと、乗り越えなければならない、ちゃんと正面から議論をしないといけない状況、タイミングに来ているのではないかと感じております。

これにつきましては、この夏までの取りまとめということではないとは思いますが、それ以降、機会を持ちまして、御検討いただくような感じで進めていかせていただくとありがたいと思っております。以上です。

【金子地域放送推進室長】

奥先生、落合先生、また、ケーブルテレビ連盟の高田様からも御指摘がございましたが、ケーブルテレビ、5月12日に説明したとおり、非常に多様な事業者で構成されております、三セク自治体もございますし、また、規模の面からも大きい事業者、また、小さい事業者もいるということでございます。

また、ケーブルテレビの役割、世帯普及率が高まっているとか、地域の放送、送受信環境の維持というものの必要性、こういったものも非常に重要になってきているというものもございますので、そういったものも含めまして、今後、様々な議論をさせていただければと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

【佐伯地上放送課長】

論点2のラジオの関係につきまして、長田構成員、それから落合構成員から御意見いただいたかと思っております。AMしか見られないような端末がまだ販売されているというような長田構成員の御指摘。それから、防災の観点からも周知広報を十分に必要だということを、落合構成員からの御指摘、大変重要と思っておりますので、御意見を踏まえて適切に進めていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

(7) 閉会

事務局より、第21回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。

(以上)